

2013 年 6 月 1 日

(株) 東京環境測定センターニュース

(No. 175)

1. 産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部改正について

「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年環境庁告示第13号)は廃棄物に起因する公共用水域への有害物質の汚染を未然に管理し、最終処分場へ搬入する廃棄物からの有害物質の溶出量の規制を目的としています。今回の改正では告示で引用している日本工業規格の改正等により、所要の規定の整理が行われました。また、新に特別管理産業廃棄物とされた1,4-ジオキサンについて検定方法が追加されました。

改正内容は、溶出液作成における精度向上を目的に溶出溶媒、容積比、振とう条件、ろ過材などの見直しがなされたものです。

話題はどちらかというとな分析機関に関するものではありませんが、これらについて弊社では確実に対応できていますので、お客様にも安心して戴けると思います。

<改正の主な内容は以下の通りです>

- ① 日本工業規格改正による所要の改正。
- ② 溶出溶媒：pH調整を不要とし、JIS K 0557に規定するA3又はA4のものとする。
- ③ 容器容積比：容器の容積は溶媒の体積のおおむね2倍とする。
- ④ 振とう条件：水平振とうとする。
- ⑤ ろ過操作：遠心分離後、ろ過操作を行う。
- ⑥ ろ過の材質：メンブランフィルターとする。
- ⑦ 揮発性有機物に対するろ過操作：ろ過操作なしとする。
- ⑧ ベリリウムへのICP質量分析法の採用
- ⑨ 1,4-ジオキサンの検定方法については、以下に示す検定方法を採用。
 - [1] 海洋投入処分を行おうとする有機性汚泥：溶媒抽出—ガスクロマトグラフ質量分析法
 - [2] [1]以外の産業廃棄物：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月環境庁告示第59号)付表7に定める方法。ただし、活性炭抽出—ガスクロマトグラフ質量分析法においては、カートリッジ型活性炭カラムの上部にカートリッジ型ODSまたはポリスチレン樹脂充填カラムを使用することとする。

※この告示は、平成25年6月1日から適用されます。

センター設備紹介 (Vol. 31)

溶出振とう試験装置 MN-2S型(写真上)

遠心分離機 H-80F(写真下 右)

遠心分離機 H-700(写真下 左)



これらの装置は、土壌及び廃棄物等の分析で溶出液を作成するために使います。写真上の装置は、試料と溶媒を入れた容器をセットして、振とうすることができます。写真下の装置は、振とう後の溶出液を遠心分離し、上澄み液と試料とに分けることができます。

今回のセンターニュースの話題になっておりますが、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和 48 年環境庁告示第 13 号)の一部を改正する告示が、平成 25 年 2 月 21 日に公布されました。振とう条件は水平振とうとし、ろ紙の材質はメンブランフィルターとするなど、検討を重ねた結果の改正であると思われます。当社はこの条文に合った水平振とう装置を3台、また、遠心分離機は内容量大きい装置を2台所有しております。土壌及び廃棄物等のご依頼は、ぜひ当社にお任せ下さい。

御質問、問合せは、営業・総務グループ 課長 坂井 TEL03(3895)1924 までお願いします。